12　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号ハ、ニ、ワ及びカに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。
13　［略］
14　貸金業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　令第三条第一項第三十六号ホ及びヘに掲げる者の監督に関すること。
二　［略］
15　［略］
16　フィンテックモニタリング室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　令第三条第一項第三十六号イ、ロ、トからヌまで及びヲに掲げる者の監督に関すること。
二　［略］
［17～25　略］
（信用機構企画室等及び企画官等）
第六条　［略］
［2～8　略］
9　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十四号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
10　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

12　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号イ、ロ、リ及びヌに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。
13　［同上］
14　［同上］
一　令第三条第一項第三十六号ハ及びニに掲げる者の監督に関すること。
二　［同上］
15　［同上］
16　［同上］
一　令第三条第一項第三十六号ホからチまでに掲げる者の監督に関すること。
二　［同上］
［17～25　同上］
（信用機構企画室等及び企画官等）
第六条　［同上］
［2～8　同上］
9　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第十九号までに掲げる事務（第十六号に掲げる事務を除く。）及び第二十三号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
10　［同上］

附　則

（施行期日）
第一条　この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。
（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第二条　第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第三十四条から第三十五条の二までの規定及び同令別紙様式第十九号から別紙様式第二十一号までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は報告対象期間に係る報告書及びその添付書類について適用し、施行日前に終了した事業年度又は報告対象期間に係る報告書及びその添付書類については、なお従前の例による。
（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条　第九条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第三号ロ及び第五号ヘ並びに別表第一の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。
（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第四条　第十一条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第七号及び別紙様式第八号は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る信託業務報告書について適用し、施行日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る信託業務報告書については、なお従前の例による。
（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第五条　第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則（以下この条において「新信託業法施行規則」という。）第四十三条第一項第二号ロ及びハ並びに第三号ハ並びに第二項第三号ハの規定並びに新信託業法施行規則別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。
2　新信託業法施行規則別紙様式第十号から別紙様式第十号の三までは、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書については、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書については、なお従前の例による。